

安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 12 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市文化センター設置及び管理条例(平成 19 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 16 条まで (略)  (指定管理者による管理)	第 1 条から第 16 条まで (略)  (指定管理者による管理)
第 17 条 (略) 2 前項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合に	第 17 条 (略) 2 前項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合に

つては、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条及び第 15 条	市長	指定管理者
第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 15 条	使用者	利用者
第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 7 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条	使用	利用
(略)		

3 及び 4 (略)

第 18 条から第 20 条まで (略)

(利用料金)

第 21 条 (略)

2 (略)

3 利用者は、前項に規定する利用料金を、施設等を利用する日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 (略)

第 22 条及び第 23 条 (略)

別表(第 12 条、第 21 条関係)

(1) ホール

(表は省略)

(2) 宿泊施設

(表は省略)

(3) 研修室、その他の施設等

施設名称	部屋等名	金額	備考
------	------	----	----

つては、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条	市長	指定管理者
第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条及び第 15 条	使用者	利用者
第 6 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条、第 12 条及び第 14 条	使用	利用
(略)	使用料	利用料

3 及び 4 (略)

第 18 条から第 20 条まで (略)

(利用料金)

第 21 条 (略)

2 (略)

3 (略)

第 22 条及び第 23 条 (略)

別表(第 12 条、第 21 条関係)

(1) ホール

(表は省略)

(2) 宿泊施設

(表は省略)

(3) 研修室、その他の施設等

施設名称	部屋等名	金額	備考
------	------	----	----

